

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-201501  
(P2004-201501A)

(43) 公開日 平成16年7月22日(2004.7.22)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)
AO1B 69/02	AO1B 69/02 A	2B043
AO1C 11/02	AO1C 11/02 33OM	2B062
	AO1C 11/02 35OH	2B064

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2002-370893 (P2002-370893)	(71) 出願人	000006851 ヤンマー農機株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号
(22) 出願日	平成14年12月20日 (2002.12.20)	(74) 代理人	100080160 弁理士 松尾 憲一郎
		(72) 発明者	井上 誠 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号 ヤン マー農機株式会社内
		Fターム(参考)	2B043 AA01 AB01 BA02 BB06 CA03 CB03 CB11 CB20 2B062 AA01 AB01 BA32 BA35 2B064 AA02 AB01 AC01 CA02 CA11

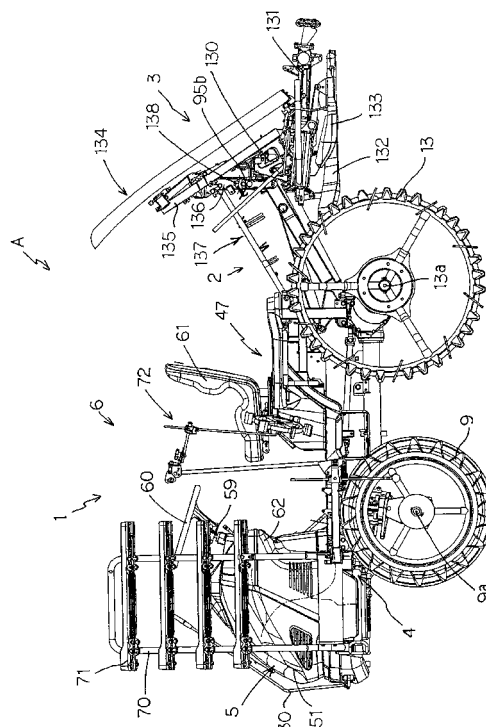
(54) 【発明の名称】 乗用田植機

(57) 【要約】

【課題】フロントマーカを収納した際に、同フロントマーカの先端部に付着していた泥土等が運転席に着座しているオペレータの顔等に当たらないようにすること。

【解決手段】機体の前部左右側位置に予備苗載台を設け、同予備苗載台の外側方位置にフロントマーカを設けると共に、同フロントマーカは、外側方へ倒伏させた倒伏使用位置と、上方へ起立させた起立不使用位置との間で位置変更自在とした乗用田植機において、フロントマーカの先端部は、起立不使用位置にて、最上段の予備苗載台よりも下方に位置するようにした。このようにして、フロントマーカを収納した際に、同フロントマーカの先端に付着していた泥土等が飛散したとしても、この飛散泥土等は予備苗載台に当たって、運転部の運転席に着座しているオペレータの顔等に当たるのを防止することができる。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

機体の前部左右側位置に予備苗載台を設け、同予備苗載台の外側方位置にフロントマーカを設けると共に、同フロントマーカは、外側方へ倒伏させた倒伏使用位置と、上方へ起立させた起立不使用位置との間で位置変更自在とした乗用田植機において、フロントマーカの先端部は、起立不使用位置にて、最上段の予備苗載台よりも下方に位置するようにしたことを特徴とする乗用田植機。

**【請求項 2】**

フロントマーカは、少なくとも先端部に設けた線引き体を予備苗載台の前方位置ないしは後方位置で、かつ、同予備苗載台の外側端よりも内方の収納位置に位置変更自在としたことを特徴とする請求項 1 記載の乗用田植機。 10

**【発明の詳細な説明】****【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、乗用田植機に関する。

**【0002】****【従来の技術】**

従来、乗用田植機の一形態として、機体の前部左右側位置に予備苗載台を設け、同予備苗載台の外側方位置にフロントマーカを設けると共に、同フロントマーカは、外側方へ倒伏させた倒伏使用位置と、上方へ起立させた起立不使用位置との間で位置変更自在としたものがある（例えば、特許文献 1 参照）。 20

**【0003】****【特許文献 1】**

特開平 6 - 276809 号公報

**【0004】****【発明が解決しようとする課題】**

ところが、上記した乗用田植機のフロントマーカは、起立不使用位置において、フロントマーカの先端部が最上段の予備苗載台よりも上方に位置しているために、同フロントマーカを上方へ起立させた状態に収納させた際に、同フロントマーカの先端に付着していた泥土等が、運転部の運転席に着座しているオペレータ側に飛散する虞がある。 30

**【0005】**

また、上記フロントマーカは、起立不使用位置において、予備苗載台よりも外方に張り出した状態となっているために、障害物に引っかかって、破損等される虞がある。

**【0006】****【課題を解決するための手段】**

そこで、本発明では、機体の前部左右側位置に予備苗載台を設け、同予備苗載台の外側方位置にフロントマーカを設けると共に、同フロントマーカは、外側方へ倒伏させた倒伏使用位置と、上方へ起立させた起立不使用位置との間で位置変更自在とした乗用田植機において、フロントマーカの先端部は、起立不使用位置にて、最上段の予備苗載台よりも下方に位置するようにしたことを特徴とする乗用田植機を提供するものである。 40

**【0007】**

また、本発明は、フロントマーカは、少なくとも先端部に設けた線引き体を予備苗載台の前方位置ないしは後方位置で、かつ、同予備苗載台の外側端よりも内方の収納位置に位置変更自在としたことにも特徴を有する。

**【0008】****【発明の実施の形態】**

以下に、本発明の実施の形態について説明する。

**【0009】**

すなわち、本発明に係る乗用田植機は、機体の前部左右側位置に予備苗載台を設け、同予備苗載台の外側方位置にフロントマーカを設けると共に、同フロントマーカは、外側方へ 50

倒伏させた倒伏使用位置と、上方へ起立させた起立不使用位置との間で位置変更自在としており、フロントマーカの先端部は、起立不使用位置にて、最上段の予備苗載台よりも下方に位置するようにしている。

【0010】

しかも、フロントマーカは、少なくとも先端部に設けた線引き体を予備苗載台の前方位置ないしは後方位置で、かつ、同予備苗載台の外側端よりも内方の収納位置に位置変更自在としている。

【0011】

【実施例】

以下に、本発明の実施例を、図面を参照しながら説明する。

10

【0012】

図1及び図2に示すAは、本発明に係る乗用田植機であり、同乗用田植機Aは、走行部1の後方に昇降リンク機構2を介して植付部3を昇降自在に連結している。

【0013】

そして、走行部1は、図1～図3に示すように、機体フレーム4上において、前部にエンジンE等からなる原動機部5を設け、同原動機部5の後方位置に運転部6を設け、また、機体フレーム4の下方において、中途部にミッションケース7を設け、同ミッションケース7の左右側部に左右一対のフロントアクスルケース8,8を連動連設し、各フロントアクスルケース8,8の下端部に前車軸9a,9aを介して前車輪9,9を連動連結する一方、上記ミッションケース7の後部に前後伸延支持ケース10の前端部を連結し、同前後伸延支持ケース10の後端部にリヤアクスルケース12を連動連設し、同リヤアクスルケース12の左右側下端部に後車軸13a,13aを介して後車輪13,13を連動連結している。30はセンターマーカ、70は予備苗載台支持フレーム、71は予備苗載台、Bはバッテリーである。

20

【0014】

また、図3に示すように、ミッションケース7の右側前部には、油圧式無段変速装置からなる変速ケース14を連動連設し、同変速ケース14より前方へ突設した入力軸15と、エンジンEより前方へ突設した出力軸16との間に伝動機構17を介設し、ミッションケース7とリヤアクスルケース12との間に前後方向に伸延する伝動シャフト(図示せず)を介設している。45は、植付部3に動力を伝達するPTO軸、46は昇降用油圧シリンダである。

【0015】

機体フレーム4は、図3及び図4に示すように、平面視四角形枠状のメインフレーム18と、同メインフレーム18の左右側方にそれぞれ張り出し状に形成したサイドフレーム19,19とから形成している。

30

【0016】

そして、メインフレーム18は、前後方向に伸延する左右一対の前後伸延フレーム形成体20,20の前端部間に左右方向に伸延する前部フレーム形成体21を横架する一方、両前後伸延フレーム形成体20,20の後端部間に背面視門型に形成した後部フレーム形成体22を架設して、同後部フレーム形成体22の下端部を前記したリヤアクスルケース12に固設している。

【0017】

また、前後伸延フレーム形成体20は、主として原動機部5を支持する前部フレーム形成片23と、主として左右一対のフロントアクスルケース8,8を支持する中途部フレーム形成片24と、主として後述する運転席61を支持する後部フレーム形成片25とを着脱自在に連結して形成しており、前部フレーム形成片23,23にエンジン受け部材26,26,27,27を設け、また、後部フレーム形成片25の中途部間に左右方向に伸延するタンク等支持フレーム28と正面視門型の運転席等支持フレーム29を横架している。

40

【0018】

サイドフレーム19は、前部フレーム形成片23の前部と後部、及び、後部フレーム形成片25の前部にそれぞれ外側方へ向けて伸延する第1・第2・第3ステー32,33,34を片持ち支持状態に突設し、左右一対の後部フレーム形成片25,25の中途部間に左右方向に伸延する第1・第2支持体35,36を横架し、第1・第2・第3ステー32,33,34の中途部間に前後方向

50

に伸延する前サイドフレーム形成体37を架設し、第3ステア34と第1・第2支持体35,36の外側端間に前後方向に伸延する後サイドフレーム形成体38を架設して形成している。40は運転席支持フレーム、41は乗降用ステップ、42はバッテリー支持台である。

【0019】

運転部6は、図1~図3に示すように、ミッションケース7の前部にステアリングケース57を連設すると共に、同ステアリングケース57よりステアリングポスト58をエンジンEの後方位置にて上方へ立ち上げて形成し、同ステアリングポスト58中に配設したハンドル支軸59の上端部にハンドル60を取り付け、同ハンドル60の後方位置に運転席61を前記した運転席支持フレーム40を介して取り付けている。

【0020】

そして、ステアリングポスト58とハンドル支軸59は、原動機部5を被覆するボンネット51により前方を被覆すると共に、ハンドルコラム62により左右側方と後方とを被覆し、同ハンドルコラム62の上端部に操作パネル部63を張設している。

【0021】

また、図5に示すように、操作パネル部63の左側方位置に主変速レバーガイド体120を介して主変速レバー121を配設する一方、操作パネル部63の右側方位置にレバーガイド体122を介して植付部昇降レバー123とアクセルレバー124とを配設している。125は副変速ペダル、126はブレーキペダルである。

【0022】

ここで、レバーガイド体122には、前後方向に伸延して植付部昇降レバー123を昇降操作ガイドする昇降操作ガイド溝127と、同昇降操作ガイド溝127の上端部と直交する状態にて左右方向に伸延するマーカーレーン128とを形成しており、同昇降操作ガイド溝127における上昇位置Hと中立位置Nと植付位置Lにてそれぞれディテント(仮止め)状態となるようにしている。

【0023】

そして、マーカーレーン128において、左操作位置MLと右操作位置MRのいずれかの方向に植付部昇降レバー123を傾倒操作することで、同植付部昇降レバー123がレバーガイド体122に配設したリミットスイッチ(図示せず)が作動して、後述するフロントマーカ72に設けたロック解除用アクチュエータを電氣的に駆動させて、植付部昇降レバー123を傾倒操作した側のフロントマーカ72を起立不使用位置から倒伏使用位置に位置変更させることができるようにしている。

【0024】

前記のように形成した機体フレーム4の直上方位置にはケーシング体47を張設しており、同ケーシング体47は、図1及び図2に示すように、主ステップ体48の左右側後端部に左右一対の補助ステップ体49,49を着脱自在に取り付けて形成している。

【0025】

植付部3は、図1及び図2に示すように、植付ミッションケース130に、前後方向へ伸延させて形成すると共に、左右方向に一定の間隔を開けて配置した四個の植付ケース131,131,131,131の前部を連動連結し、各植付ケース131,131,131,131の左右側後端部にそれぞれ図示しない左右一対のロータリケースを介して植付爪を連動連結して、八条の植付作業が行えるようにしている。132はセンターフロート、133はサイドフロートである。

【0026】

また、これら植付ケース131,131,131,131上には、八条分の苗マットを載置可能とした苗載台134を苗載台支持棒135を介して前傾姿勢にて左右方向に摺動自在に載置している。

【0027】

昇降リンク機構2は、図1及び図2に示すように、走行部1の機体フレーム4の後部フレーム形成体22と、植付部3の植付ミッションケース130の前端部に設けたヒッチ体136との間に、前後方向に伸延する昇降リンク体137を介設し、同昇降リンク体137と前後伸延支持ケース10との間に昇降用油圧シリンダ46(図3参照)を介設して、同昇降用油圧シリンダ46を伸縮作動させることにより、植付部3を昇降させることができるようにしている。

10

20

30

40

50

## 【0028】

上記のような構成において、本実施例では、図1及び図2に示すように、走行部1の左右側前部に設けた予備苗載台71,71の外側方位置に左右一対のフロントマーカ72,72を設けると共に、各フロントマーカ72,72は、図6に示す外側方へ倒伏させた倒伏使用位置(a)と、図7に示す上方へ起立させた起立不使用位置(b)との間で位置変更自在としている。

## 【0029】

ここで、左右一対のフロントマーカ72,72は、左右対称位置に配設しているだけで構成を同じくしていることより、以下に、図4～図12を参照しながら左側のフロントマーカ72についてだけ説明する。

## 【0030】

すなわち、図4に示すように、左側の第1・第2ステータ32,33の外側端部間に、側面視門型に形成した予備苗載台支持フレーム70を跨架し、同予備苗載台支持フレーム70の下端部間に、平面視コ字状に形成したマーカ支持体73を架設し、同マーカ支持体73の前後方向に伸延する側壁73aに左側のフロントマーカ72を取り付けている。

## 【0031】

そして、フロントマーカ72は、図6～図8に示すように、上記マーカ支持体73の側壁73aより外側方へ突設した支持アーム74と、同支持アーム74の先端部に前後回動連結体75を介して基端部を枢支・連結した前後回動アーム76と、同前後回動アーム76の先端部に上下回動連結体77を介して基端部を枢支・連結した上下回動アーム78と、同上下回動アーム78の先端部に首振り連結体79を介して基端部を連結した上下首振りアーム80と、同上下首振りアーム80の先端部に取付体81を介して垂下状に取り付けた垂下ロッド82と、同垂下ロッド82の下端部に取り付けた線引き体83とを具備している。

## 【0032】

前後回動連結体75は、支持アーム74の先端部に取り付けた上下一対の固定側連結片84,84間に、前後回動アーム76の基端部に取り付けた正面視コ字状の可動側連結片85を配置すると共に、これら固定側連結片84,84と可動側連結片85を上下方向に軸線に向けた枢支ピン86により枢支・連結して、可動側連結片85を枢支ピン86の軸線廻りに回動自在としている。

## 【0033】

しかも、固定側連結片84,84は、外側縁部84a,84aを円弧状に形成すると共に、同外側縁部84a,84aの前部と左側端部と後部にそれぞれ係合用凹部84b,84b,84c,84c,84d,84dを形成する一方、可動側連結片85の上部に係合用凸部85aを設けて、前記枢支ピン86の下端に形成したスプリング連結用リング86aと、前後回動アーム76の中途部下面に垂設したスプリング連結片87との間に係合保持用スプリング88を介設している。

## 【0034】

このようにして、係合用凸部85aを、係合保持用スプリング88の弾性付勢力に抗して前部の係合用凹部84b,84bに係合させることにより、前後回動アーム76を前方へ指向させた状態(収納位置)に仮止め・保持させることができるようにしている。

## 【0035】

同様に、係合用凸部85aを、係合保持用スプリング88の弾性付勢力に抗して前部の係合用凹部84c,84cに係合させることにより、前後回動アーム76を外側方へ指向させた状態(倒伏使用位置ないしは起立不使用位置)に仮止め・保持させることができ、また、係合用凸部85aを、係合保持用スプリング88の弾性付勢力に抗して前部の係合用凹部84d,84dに係合させることにより、前後回動アーム76を後方へ指向させた状態(収納位置)に仮止め・保持させることができるようにしている。

## 【0036】

上下回動連結体77は、同前後回動アーム76の先端部に前後方向に軸線に向けた枢軸89を介して回動板片90を枢支し、同回動板片90に上下回動アーム78の基端部を連設している。

## 【0037】

そして、枢軸89よりも下方に位置する回動板片90の部分にスプリング係止ピン91を設け、

10

20

30

40

50

同スプリング係止ピン91と前記スプリング連結片87との間に倒伏回動付勢用スプリング92を介して、同倒伏回動付勢用スプリング92により回動板片90を介して上下回動アーム78を枢軸89を中心に倒伏させる方向に回動付勢している。

【0038】

また、枢軸89よりも上方に位置する回動板片90の部分に連結片93を設け、同連結片93に衝撃吸収用スプリング94を介して連動ワイヤ95の一端95aを連結する一方、同連動ワイヤ95の他端95bを前記した植付部3に設けたヒッチ体136に連結ブラケット138を介して連結している。

【0039】

このようにして、植付部3が上昇動作すると、それに連動して連動ワイヤ95が、前記倒伏回動付勢用スプリング92の弾性付勢力に抗して回動板片90を引張ると共に、枢軸89を中心に図8に示す背面視にて時計廻りに回動させて、同回動板片90に連設した上下回動アーム78を、図6に示す外側方へ倒伏させた倒伏使用位置(a)から、図7に示す上方へ起立させた起立不使用位置(b)まで、自動的に位置変更させることができるようにしている。

【0040】

ここで、前後回動アーム76には、図7及び図8に示すように、上下回動アーム78を起立不使用位置(b)に係合ロックするロック機構97を設けており、同ロック機構97は、前後回動アーム76の先端部に前後方向に軸線に向けたフック支軸98を介してロック用フック99の基端部を枢支し、同ロック用フック99を回動板片90に設けた係合ピン100に係合自在に係合させると共に、同ロック用フック99に連動ロッド101を介して電動モータ等のロック解除用アクチュエータ(図示せず)を連動連結している。

【0041】

そして、図5に示す前記植付部昇降レバー123を左操作位置MLないしは右操作位置MRへ傾倒操作することで、同植付部昇降レバー123の傾倒操作側のフロントマーカ72に設けたロック解除用アクチュエータが駆動し、連結ロッド101を介してロック用フック99に係合ピン100から離脱する方向に回動させて、回動板片90を介した上下回動アーム78の起立不使用位置(b)でのロックを解除するようにしている。

【0042】

その結果、倒伏回動付勢用スプリング92の弾性付勢力により回動板片90を介して上下回動アーム78が倒伏されて、起立不使用位置(b)から倒伏使用位置(a)に位置変更される。

【0043】

また、連動ロッド101は、先端部を連結アーム103の上端部を介してロック用フック99に連結しており、同連結アーム103は中途部を前後方向に軸線に向けた連結アーム支軸104を介して前後回動アーム76に枢支して、同連結アーム103の下端部と前記スプリング連結片87との間に係合付勢用スプリング105を介設している。

【0044】

このようにして、ロック用フック99に係合ピン100に係合させる方向に回動付勢して、上下回動アーム78が倒伏使用位置(a)から起立不使用位置(b)に回動されると、回動板片90に設けた係合ピン100がロック用フック99に係合され、ロック機構97によりロックされるようにしている。

【0045】

また、前後回動アーム76の先端部にはサイドマーカ取付体117を介してサイドマーカ118を取り付けており、同サイドマーカ118は上下方向に伸延する棒状に形成して、下端部に視認用の球状片119を取り付けている。

【0046】

このようにして、後述する線引き体83により水田に溝状の目印線を形成したにもかかわらず、同目印線が視認しづらい場合には、サイドマーカ118を既に植え付けた最外側の苗に合わせながら本機を植付走行させることにより、整然と植付作業を行うことができる。

【0047】

首振り連結体79は、上下回動アーム78の先端部に前後方向に軸線に向けた首振り支軸106

10

20

30

40

50

を介して首振り自在に取り付けており、同首振り連結体79には首振り作用片107を連結し、同首振り作用片107と前後回動アーム76の先端部に突設したロッド連結片108との間に連結ロッド109を介設している。

【0048】

このようにして、上下回動アーム78が起倒回動作動すると、連結ロッド109を介して首振り連結体79が首振り作動するようにしており、上下回動アーム78が起立すると、首振り連結体79は上下回動アーム78の軸線と略直交する略水平姿勢を採り、また、上下回動アーム78が倒伏すると、首振り連結体79は上下回動アーム78の軸線方向と略同一方向に軸線に向けた略水平姿勢を採るようにしている。

【0049】

また、首振り連結体79には抓み付き取付ボルト110を介して上下首振りアーム80の基端部を着脱自在に取り付けている。

【0050】

取付体81は、上下首振りアーム80の先端部に取り付けた固定側姿勢調節片111と、同固定側姿勢調節片111に姿勢調整ボルト112を介して前後方向に姿勢変更自在に取り付けた筒状の可動側姿勢調節片113とから形成しており、同可動側姿勢調節片113中に垂下ロッド82の上端部を挿通すると共に、同垂下ロッド82を調節ボルト114により上下位置調節自在としている。

【0051】

線引き体83は、車輪状の回転片115と、同回転片115の周面に円周方向に一定の間隔を開けて多数突設した泥土掻き上げ片116とから形成しており、垂下ロッド82の下端部82aを外側方へ直角に折曲して、同下端部82aに回転片115の中心部を回転自在に嵌合している。

【0052】

このようにして、線引き体83を水田上にて牽引しながら回転させることにより、泥土掻き上げ片116により掻き上げた泥土を圃場に落下させて、泥土による凸部を間隔を開けて形成することができるようにしている。その結果、走行部1に着座して植付作業を行うオペレータにとって、斜め上方からの視認が容易となる。

【0053】

上記のような構成において、本発明の要旨は、図9及び図10に示すように、フロントマーカ72の先端部、すなわち、線引き体83は、起立不使用位置(b)にて、最上段の予備苗載台71よりも下方に位置するようにしたことにある。

【0054】

このようにして、フロントマーカの先端部である線引き体83は、起立不使用位置(b)にて、最上段の予備苗載台71よりも下方に位置するようにしているため、同フロントマーカ72を起立不使用位置(b)に位置変更した際に、同線引き体83に付着していた泥土等が飛散したとしても、この飛散泥土等は予備苗載台71に当たって、運転部6の運転席61に着座しているオペレータ側に飛散することを少なくすることができる。

【0055】

しかも、図11及び図12に示すように、フロントマーカ72は、少なくとも先端部に設けた線引き体83を予備苗載台71の前方位置ないしは後方位置(本実施例では後方位置)で、かつ、同予備苗載台71の外側端よりも内方の収納位置(c)に位置変更自在としている。129は、フロントマーカ72を収納位置に保持する収納位置保持体であり、基端部を予備苗載台支持フレーム70に取り付けている。

【0056】

このようにして、フロントマーカ72は、少なくとも先端部に設けた線引き体83を予備苗載台71の前方位置ないしは後方位置で、かつ、同予備苗載台71の外側端よりも内方の収納位置(c)に位置変更自在としているため、かかる収納位置(c)では少なくとも線引き体83が予備苗載台71の外側方に張り出すことがなく、従って、線引き体83が障害物に引っかかって、破損等されるといふ不具合の発生を防止することができる。

【0057】

10

20

30

40

50

## 【発明の効果】

(1) 請求項1記載の本発明では、機体の前部左右側位置に予備苗載台を設け、同予備苗載台の外側方位置にフロントマーカを設けると共に、同フロントマーカは、外側方へ倒伏させた倒伏使用位置と、上方へ起立させた起立不使用位置との間で位置変更自在とした乗用田植機において、フロントマーカの先端部は、起立不使用位置にて、最上段の予備苗載台よりも下方に位置するようにしている。

## 【0058】

このようにして、フロントマーカの先端部は、起立不使用位置にて、最上段の予備苗載台よりも下方に位置するようにしているため、同フロントマーカを収納した際に、同フロントマーカの先端部に付着していた泥土等が飛散したとしても、この飛散泥土等は予備苗載台に当たって、運転部の運転席に着座しているオペレータ側に飛散することを少なくすることができる。

10

## 【0059】

(2) 請求項2記載の本発明では、フロントマーカは、少なくとも先端部に設けた線引き体を予備苗載台の前方位置ないしは後方位置で、かつ、同予備苗載台の外側端よりも内方の収納位置に位置変更自在としている。

## 【0060】

このようにして、フロントマーカは、少なくとも先端部に設けた線引き体を予備苗載台の前方位置ないしは後方位置で、かつ、同予備苗載台の外側端よりも内方の収納位置に位置変更自在としているため、かかる収納位置では少なくとも線引き体が予備苗載台の外側方に張り出すことがなく、従って、線引き体が障害物に引っかかって、破損等されるという不具合の発生を防止することができる。

20

## 【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る乗用田植機の側面図。

【図2】同乗用田植機の平面図。

【図3】走行部の側面説明図。

【図4】機体フレームの斜視図。

【図5】運転部の平面説明図。

【図6】倒伏使用位置におけるフロントマーカの斜視図。

【図7】起立不使用位置におけるフロントマーカの斜視図。

30

【図8】同起立不使用位置におけるフロントマーカの背面斜視図。

【図9】同起立不使用位置におけるフロントマーカの側面説明図。

【図10】同起立不使用位置におけるフロントマーカの平面説明図。

【図11】収納位置におけるフロントマーカの側面説明図。

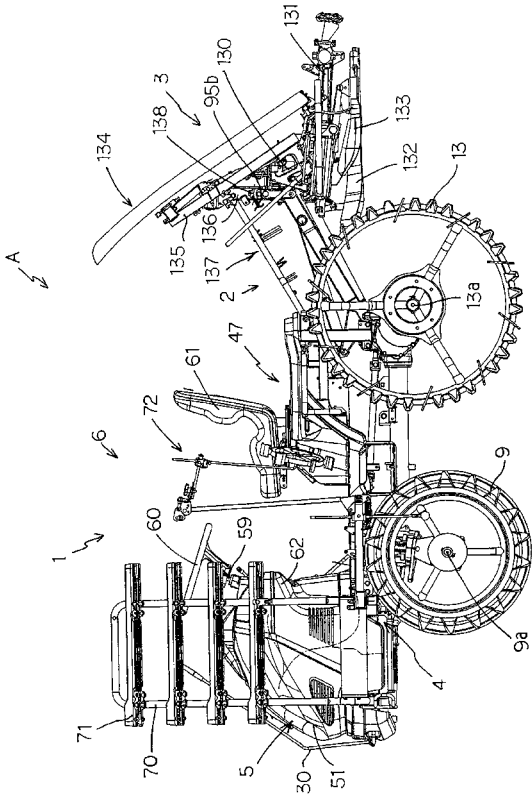
【図12】収納位置におけるフロントマーカの平面説明図。

## 【符号の説明】

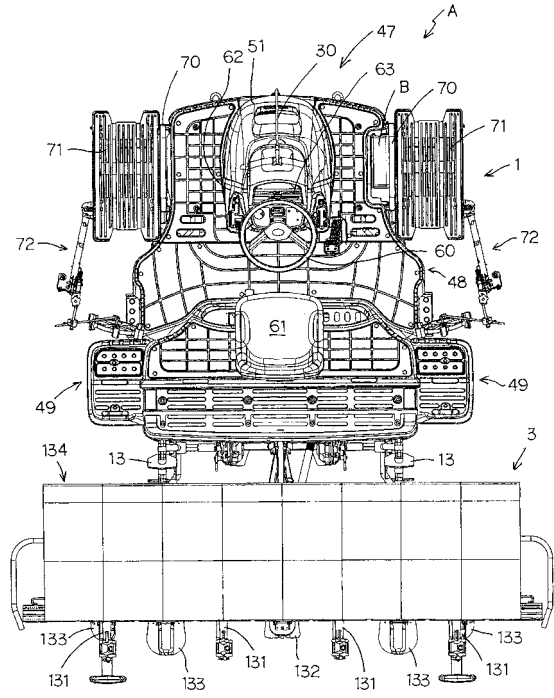
- A 乗用田植機
- 1 走行部
- 2 昇降リンク機構
- 3 植付部
- 4 機体フレーム
- 5 原動機部
- 6 運転部

40

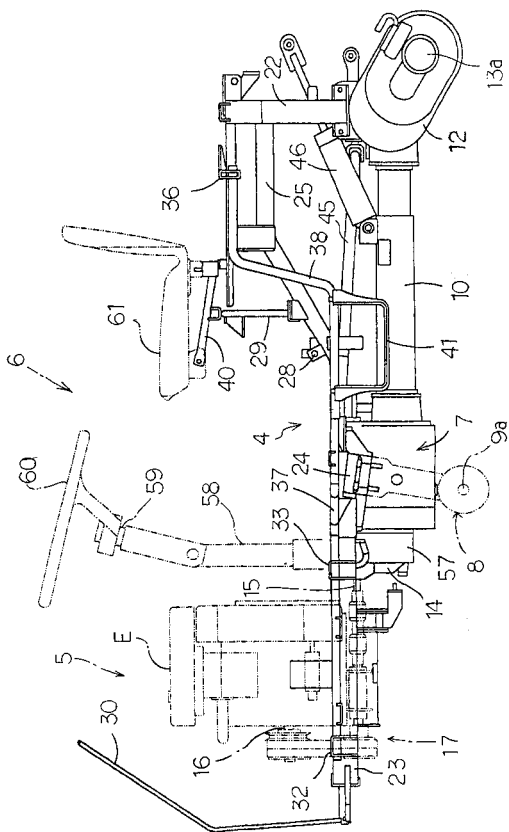
【 図 1 】



【 図 2 】

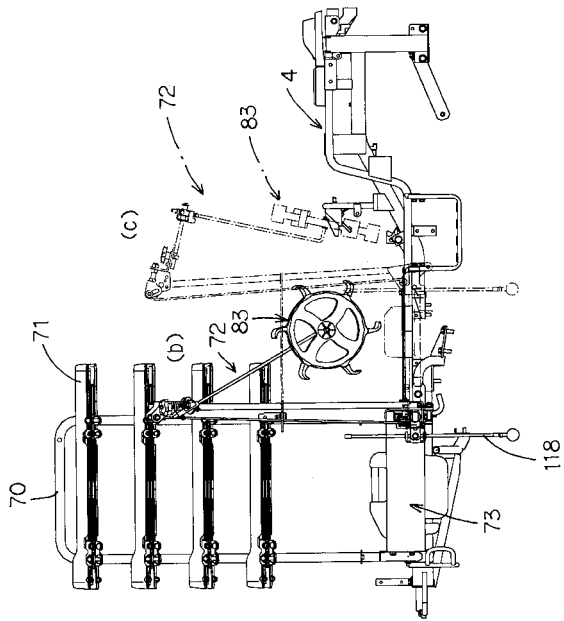


【 図 3 】

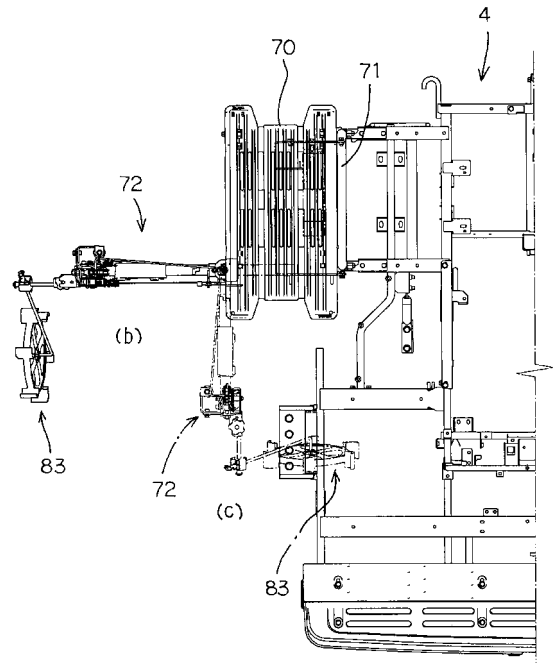




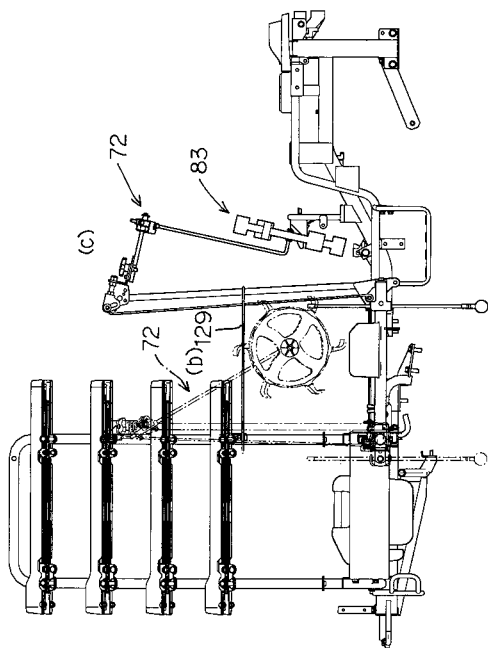
【 図 9 】



【 図 10 】



【 図 11 】



【 図 12 】

